

町政便り

発行所
福岡県田川郡方城町役場
発行人 中野 実
印刷所 冷牟田印刷合資会社

大方城町の建設へ

愛町精神の高揚を望む

八月一日、初代倉石町長の式辞

八月一日午前十時「方城町」の誕生を祝して、町内各界代表者の会合が農業会館に於て挙行されました。町会議員初め、町内代表者約二百名が、会場せましとつめかける中に、おそかに君ヶ代が音囀され、初代倉石町長から輝かしい式辞が述べられた。

先にとつて、他の町に負けぬよう、下田川、いな田川郡の「雄町」として、大方城町を建設しよう。そのため、町民一人一人の、燃力太郎氏などから、こもこも喜びと希望がのべられた。十通に余る各方面からの祝電がよみあげられた。

大方城町の洋々たる前途を祝うかの、万才三唱のひびきが会場をゆるがし「方城町」は、ここに堂々とその第一歩を踏み出した。



町をうるおす 国からの交付金 四倍以上の実績

地方交付税並びに特別交付税は、国から市町村に交付される一種の補助金であり、従って、これが獲得額の多少は、町行政発展に大きく影響することになります。現町長は、交付税の獲得には非常な努力され、就任の前年度と比較し、下表に示すような大きな成果を挙げられたのであります。

右の通り、壹千貳百七拾貳万六千円の大金を獲得し、前年度にくらべて、九百六拾万五千円も増加して居り、この実績の示す通り、現町長の格段の努力が雄弁に物語られています。

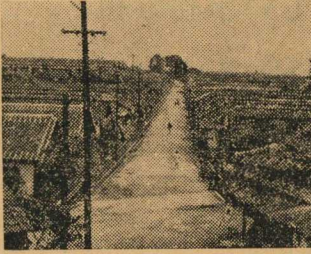
尚、引きつづいて、昭和三十一年

地方自治法改正(要旨) 解説

第千四回国会に於て、地方自治法の一部改正が可決され、来る九月一日より施行されることになりました。改正の要旨は、

一、地方公共団体の権能に關する事項
市町村は、基礎的な地方公共団体として一般的に事務を処理する権能を有することを明らかにすると共に

町の動脈ついに完成
写真は幹線道路



| 年別度 | 区 分 | 地方交付税 | 特別交付税 | 合 計 |
|--------------|-------|-----------------------|----------------------|------------------|
| 昭29年度 | 前松井村長 | 1,980,000 | 1,141,000 | 3,121,000 |
| 昭30年度 | 現倉石町長 | 6,954,000 (學校施設補助) | 4,800,000 972,000 | 12,726,000 |
| 昭29年度 対 比 | | 増 4,974,000 | 増 4,631,000 | 差引増加総数 9,605,000 |

- 1 定例会の回数は、四回以内において条例で定めることとなる。(第一〇一条第一項)
- 2 議会の常任委員会は、条例で人口に附して、人口三十万未満の市並びに町村に於ては、四以内において置くことができるものとする。(第一〇九条)
- 3 委員会の議決中の審査は、議事から付議された特定の事件に限られること。(第一〇九条第五項及び第一〇一〇条第三項但書)
- 4 議案の提出及び修正の動議並に懲罰の動議については、議員定数の八分の一以上の賛成又は発議を要するものとする。(第一一二条第二項第一、二、五、六及び第一一三条第二項)
- 5 議員は当該地方公共団体又はその機関に対して請負をするか又は主としてこれらに対して請負をする法人の役員となることのできないものとする。(第九二条の一)
- 6 議員は、自己又は近親者の従事する業務に直接の利害関係のある事件が議題となる場合に於ても議事に参与することのできないものとする。(第一一七条)
- 三、執行機関に關する事項
 - 1 地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持する為必要があるときは、その機関の組織等について必要な措置を講ずべきことを勧告することが出来る。又組織の変更等の場合は地方公共団体の長に協議をしなければならない。(第一八〇条の四)
 - 2 監査委員の任期は議会の議員の中から選任された者であつては議員の任期(四年)によるものとし、学識経験を有する者の中から選任されたものにあつては三年とする。(第一九七条)
 - 3 監査委員は、当該地方公共団体が財政的援助を与えているものの会計についても監査を行うことができる。又関係人の出頭、記録の提出等を求めることもできるものとする。(第一九九条第六項、第七項、第一九九条の二)
- 四、給與その他の給付に關する事項
 - 1 非常勤職に対する報酬は、議会の議員を除き、その勤務日数に応じて支給しなければならないものとする。(第二〇三条第一項)
 - 2 議会の議員に対しては条例で、期末手当を支給することができるものとする。(第二〇三条第四項)
 - 3 地方公共団体が常勤の職員に対して支給すべき手当の種類を法定するものとする。(第二〇四条)
 - 4 給與その他の給付は法律又はこれに基く条例によらなければならない旨を明らかにすること。(第二〇四条第二項、第二〇四条の二)
- 五、財務に關する事項
 - 1 地方公共団体の予算に於いて繰越使用の制度を認めること。(第三六条の一)
 - 2 地方公共団体は法令又は条例に準拠し、且つ予算で定めるところによる場合は、特に議会の議決を得た場合を除く外当該地方公共団体の債務負担の原因となる契約その他の所為をしてはならないものとする。(第三九条の一)
 - 3 地方公共団体の長が新たに歳入予算を伴ふこととなる条例案等を議会に提出しようとするときは、長、委員会若しくは委員が規則その他の規程を制定若しくは改正しようとするときは、これが為必要な予算措置が講ぜられることとなるまでの間は、行うことができないものとする。(第三九条の四)
 - 六、その他
 - 1 行政訴訟の手續に關する規定を整備し、争訟の早期且つ合理的な解決に資する為、地方公共団体の機関の行う地方自治法中の処分について訴願前置の建前によるものとする。(第一五五条の三)(総務課)

方城町の繁栄を!

高まる祝賀気分

祝賀祭の日取り決る

十月十三、十四日の両日

方城町が日次の行事をすることになりまし
た。この喜びは、町民の間
にだんだんと拡がり、来るべき十
月十三日(土)十四日(日)の
全町挙げての祝賀祭を前に、一
段と高まりつゝある。

全国で初めて

区有地の官公造林決る

本年度造林に就いては特に官行
造林を計画致しまして、去る四月より
直方営林署並に熊本営林局へも之が
実施方の陳情を致しました外、熊本
営林局に於ても川満係官の派遣あり
去る七月二十四日つづきに現地調査
の結果、適地であるとの結論に達し
漸く明い見通しを得ました。

この件につきましては、去る八月
二十五日、関係部落代表者を集ま
て蔵吉直方営林署長と、ひさを交え
て懇談したのであります。
今後の植林事業の推進に一層の御
協力をお願い致します。(勸業係)

八月五日町制施行と同時に
刷新の意味で役場各課組織を確
立しました。その内各口を
表す通りであります。
(総務課)

方城町商工会では、進んでN
HKと連絡をつ
け方城町のつ
誕を祝し、且
つ方城町の商工
界の飛躍的發展
を目指して、町
と共催の下に來
る十月十四日(土)
に、祝賀祭の期間中に「商品
展覧会」「農機具展示会」「旗行列
」などいろいろな行事が計画中であり
近く「町制施行祝賀実行委員会」
が作られようとしている。

一方、町内各部落に於ても、さま
ざまな案が取沙汰され、万国旗や日
本の長及び常勤の職員は勿論のこと、左
の委員会の委員をも兼ねることが出来ま
せん。
1 選挙管理委員会
2 公平委員会
3 公安委員会
4 農業委員会
5 固定資産評価審
査委員会

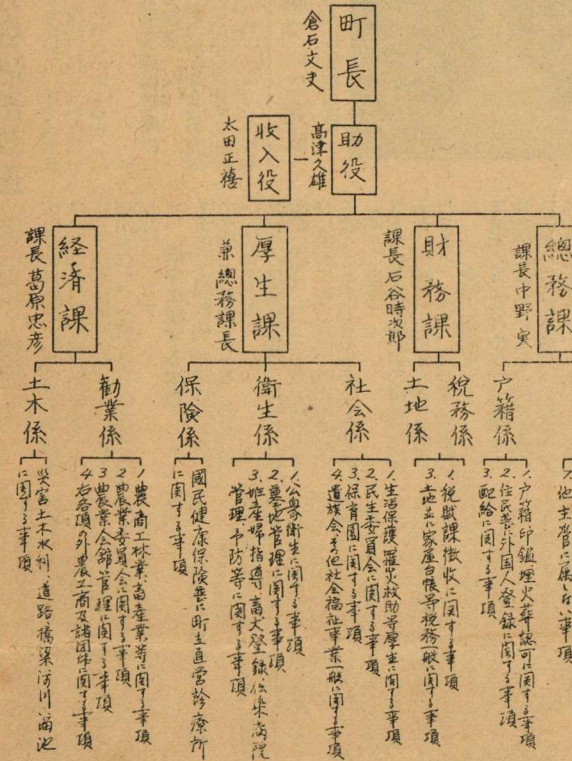
教育委員会法改正

昭和三十一年九月三十日限りで『教育委員
会法』が廃止され、新しく『地方教育行政の
組織及び運営に関する法律』が施行されま
す。が、改められた要点は次の通りです。
一、教育委員の選挙が廃止され、町長が議
会の同意を得て任命することになりまし
た。
二、定数は原則として従来通り五人です。
但し、例外として合併を予定されている
小さな町村では三人制が認められていま
す。
三、教育委員は、議会の議員、地方公共団
体の長及び常勤の職員は勿論のこと、左
の委員会の委員をも兼ねることが出来ま
せん。
1 選挙管理委員会
2 公平委員会
3 公安委員会
4 農業委員会
5 固定資産評価審
査委員会

四、新教育委員の任期は、五人制の場合、
一人は四年、一人は三年、一人は二年、
一人は一年で、各委員の任期は町長が定
めます。
五、教育長は教育委員の中から、県教育委
員会の承認を得て任命されます。
(総務課)

役場各係の新しい事務分担

役場分課組織及取扱事務一覽(主なるもの)



あなたの自転車・荷車

課税の公平と脱税防止のため8月20日、21日の両日、
市郡下一斉に自転車荷車の街頭検査を行いました。本町
に於ても警察官の協力を得て、町内数ヶ所分れ実施致
しましたが、想像以上に無届使用車の多いのに驚き、且つ
遺憾に思っています。

尚税法改正により、鑑札が標識と改められましたのと
今度の町制施行に伴い、標識の取替を4日間に亘り実施
致しましたが、其の台数も67%の低調さでありました。

| | |
|---------|------|
| 無標識検査台数 | 八四台 |
| 普通自転車 | 五台 |
| 原動機付自転車 | 二二台 |
| 合計 | 一一〇台 |

(財務課)